

●香川県告示第146号

平成19年香川県告示第449号（香川県自然環境保全条例の規定による自然記念物の指定）の一部を次のように改正し、平成20年3月28日から施行する。
平成20年3月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称	所在地	指定の目的	指定年月日	名称	所在地	指定の目的	指定年月日
略				略			
自然記念物 誉田八幡神社社 叢	東かがわ市引田字 川向2873番1	住民に親しま れ、由緒があ り、かつ、学 習的価値のあ る植物を保護 するため	昭和51年3月 23日	自然記念物 誉田八幡神社社 叢	東かがわ市引田字 川向2873番1	住民に親しま れ、由緒があ り、かつ、学 習的価値のあ る植物を保護 するため	昭和51年3月 23日
自然記念物 葛原正八幡神社 社叢	略			<u>自然記念物</u> <u>郷照寺のホルト</u> <u>ノキ</u>	<u>綾歌郡宇多津町字</u> <u>山下1471番</u>		
略				自然記念物 葛原正八幡神社 社叢	略		
略				略			